

死因選択検討ワーキンググループ設置要綱（案）

平成 27 年 3 月 3 日決定
平成 28 年 12 月 2 日一部改正
平成〇〇年〇〇月〇〇日一部改正
社会保障審議会統計分科会
疾病、傷害及び死因分類専門委員会

1. 設置趣旨

我が国の人口動態統計における原死因選択は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」に基づいて行っている。

現在、我が国で使用している「疾病、傷害及び死因の統計分類」を規定する平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号においては、「疾病、傷害及び死因の統計分類は、世界保健機関が勧告する『疾病及び関連保健問題の国際統計分類』（以下、ICD）に準拠して設定する」が、「我が国の疾病構造等にも配慮する」と記載されている。

また、社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会がとりまとめた報告（平成 26 年 11 月 20 日）においては、「死亡統計（人口動態調査）は今後の医療や公衆衛生の向上に活かし、国民の役に立つように活用するものであることを意識する必要」があり、「我が国にふさわしい原死因選択の法則について検討することが必要である」と述べられている。

これらを踏まえ、本委員会は、我が国にふさわしい原死因選択、及び我が国の疾病構造等に配慮した死因の統計分類を実施することを目的に、専門的な見地から検討を行うため、本委員会の下に死因選択検討ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）を設置することとする。

2. 審議事項

人口動態統計における死因の選択に係る以下の事項。

- (1) 増加してきた事例や判断に窮した記載例の報告
- (2) 報告事例をもとに、類似の事例の今後の処理方針の検討
- (3) 医学の進歩や国際比較に対応できる分類を行う処理方針の検討
- (4) その他

3. 運営

ワーキンググループの庶務は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整担当）付人口動態・保健社会統計室が行う。

4. その他

- (1) ワーキンググループの委員は、本委員会の委員から、委員長が指名する。
- (2) ワーキンググループの検討結果は本委員会に報告することとする。